

平成22・23年度 事業計画(案)

宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会（以下「協議会」という。）は、協議会規約第2条に規定する事務を行うため、次の事業を行います。

1 会議の開催

(1) 協議会

平成23年10月までに8回程度開催予定

調整項目の協議、確認を行い、広域消防運営計画等を作成します。

(2) 専門部会

必要に応じて随時開催し、調整項目及び事務事業の調整について、専門的に協議、調整を行います。

2 先進地視察の実施

(1) 平成22年度

① 視察先

- ・ 北播磨3市1町消防広域化協議会（兵庫県：西脇市、加西市、加東市、多可町）
平成22年4月1日協議会設置、平成23年4月1日組合設置予定
- ・ 湖北地域消防本部（滋賀県：長浜市、米原市）
平成18年4月一部組合設置

② 視察日時： 平成23年2月24日(木)、25日(金)

③ 視 察 者： 事務局1人、宇部市消防本部総務課1人

(2) 平成23年度

砺波地域広域消防運営協議会（富山県：砺波市、南砺市、小矢部市）

平成23年4月1日組合設置予定

他1消防組合を視察予定

3 広報活動の実施

(1) ホームページによる情報発信と意見の募集

(2) 両市の広報紙への掲載

(3) その他の活動（地元FM局を活用しての広報等）

4 その他必要な事項

(1) 国・県との連絡調整

(2) 各種関係団体等との情報交換、連絡調整

(3) その他消防広域化に関し必要な事項